

レスラク利用料（特別プラン）特約

1. レスラク利用料（特別プラン）特約（以下「本特約」という）は、当社が提供する「レスラク取次サービス」又は「レスラク」（以下総称して「本サービス」という）の利用を希望し当社に申し込む者のうち、次の各号に定める条件を満たす者（以下「対象利用者」という）に適用される。なお、本特約に使用する用語の定義は、本特約において特段の定義がない場合、「レスラク取次サービス利用条件」又は「レスラク利用約款」における定義と同一とする。
 - (1) 本サービス申込み時に、当社との間で別途当社が提供する販促商品「ライトプラン」（以下「ライトプラン」という。但し、「ライトプラン 月額0円」は除く。）又は「ベーシックプラン」（以下「ベーシックプラン」といい、ライトプランとベーシックプランをあわせて「対象販促プラン」という）にかかる契約を締結している、又は本サービスの申込みとあわせて当該契約の申込みを行うこと
 - (2) 過去に本サービスを利用したことがないこと
 - (3) 本サービス申込み時点において本サービスを利用していないこと
2. 本特約の適用により対象利用者が当社に支払うライトプラン又はベーシックプランの対価及び本サービスの対価（以下「セット価格」という）は、次のとおりとする。
 - (1) ライトプラン

本サービス初期費用	10,000 円（税別）
ライトプラン月額利用料金 + 本サービス利用料金	月額 17,000 円（税別）
 - (2) ベーシックプラン

本サービス初期費用	10,000 円（税別）
ベーシックプラン月額利用料金 + 本サービス利用料金	月額 37,000 円（税別）
3. 本契約期間中、対象販促プランの解約又スタートプランへのプラン変更をした場合、本特約が適用される本契約は自動的に解約となる。
4. 本サービス利用料金発生日から起算して 6 ヶ月以内に本特約が適用される本契約を解約する場合（前項に定める解約を含む。）、対象利用者は当社に対し、10,000 円に 6 ヶ月から対象利用者が本サービスを利用した月数を差し引いた月数を乗じた金額を、本サービス解約にかかる違約金として支払うものとする。
5. ライトプラン又はベーシックプランの解約にかかる違約金は、別途ライトプラン特約若しくはベーシックプラン特約の定めによるものとする。
6. 当社が別途実施するレスラクキャンペーン特約との併用はできないものとする。
7. 本特約の適用は本サービスを利用する店舗につき 1 回限りとし、本特約が適用される

本契約を解約し、解約をした店舗で再度契約をする等の場合、本特約は適用されないものとする。

8. 対象利用者はセット価格について、当社又は株式会社レスラクの都合により終了する場合があることをあらかじめ承諾する。

制定日：2024年4月1日

改定日：2025年4月1日

2025年10月28日